

〔別冊・資料〕近代民間訴訟手続の口語化と審判
 本文は冊子版『東京大学言語学論集』37 147ページに掲載しています

判決年月日	同西暦	判決裁判所	事件名	口語/非口語	カタカナ/ひらがな	添点の有無 (△:一貫せず)	句読点	句読点の形状	末尾文言	タイプ/手書き	矛盾の有無	判断形式
昭和12年12月7日	19371207	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第166号土地明渡請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和12年12月18日	19371218	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第173号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和12年12月24日	19371224	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第168号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年1月24日	19380124	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第9号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年2月21日	19380221	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第4号貸金請求事件	非口語	カタカナ	有△	有△	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年2月21日	19380221	鹿児島地方裁判所民事部(鹿屋区裁判所簿冊内)	昭和12年(ハ)第64号貸金請求事件	非口語	カタカナ	有△	有△	判決ス	判決ス	タイプ	無	対席判決
昭和13年2月24日	19380224	知覧区裁判所	昭和12年(シ)第124号小作請求控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	タイプ	無	対席判決
昭和13年2月28日	19380228	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第162号委託託金返還請求事件	非口語	カタカナ	無	有	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年3月7日	19380307	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第63号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	有	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年3月7日	19380307	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第0号除却強制執行異議事件	非口語	カタカナ	有△	有△	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年3月19日	19380319	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第16号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年4月18日	19380418	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第9号強制執行異議事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年4月18日	19380418	知覧区裁判所	昭和10年(ハ)第161号向13年(ハ)第25号土地所有権確認土地境界線認定事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年4月25日	19380425	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第21号不当利得返還請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年4月25日	19380425	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第28号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年5月3日	19380503	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第36号土地引渡並賃金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年5月3日	19380503	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第34号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年5月3日	19380503	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第79号請求二期入札異議事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年5月22日	19380522	鹿児島地方裁判所民事部(鹿屋区裁判所簿冊内)	昭和12年(シ)第71号貸金請求控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年5月24日	19380524	知覧区裁判所	昭和12年(ハ)第174号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	有	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年6月20日	19380620	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第44号強制執行異議事件	非口語	カタカナ	無	有	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年6月27日	19380627	知覧区裁判所	昭和10年(ハ)第76号土地所有権移轉登記手續請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年6月28日	19380628	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第68号土地所有権移轉登記手續請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	タイプ	有	対席判決
昭和13年7月2日	19380702	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和12年(シ)第53号強制執行請求控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	タイプ	有	対席判決
昭和13年7月15日	19380715	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(シ)第63号貸金請求控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	タイプ	無	対席判決
昭和13年7月22日	19380722	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(シ)第25号土地所有権確認請求控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	タイプ	有	対席判決
昭和13年8月23日	19380823	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第61号鹿屋明渡並家取除土地明渡及損害金請求事件	非口語	カタカナ	無	有	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年8月23日	19380823	知覧区裁判所	昭和13年(ハ)第115号請合掛戻金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年8月31日	19380831	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(シ)第40号貸金請求控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年9月14日	19380914	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(ハ)第98号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年9月14日	19380914	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(ハ)第103号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年9月21日	19380921	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(ハ)第104号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	有	対席判決
昭和13年9月21日	19380921	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(ハ)第107号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年9月22日	19380922	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(ハ)第105号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年9月28日	19380928	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(ハ)第105号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	有	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決
昭和13年9月28日	19380928	鹿児島地方裁判所民事部(大島区裁判所簿冊内)	昭和13年(ハ)第110号頼母子貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き	無	対席判決

別表 2 / 5

判決年月日	同西曆	判決裁判所	事件名	口語/非口語	カタカナ/カタカナかな	満点有無(△:一貫せず)	句読点	句読点の形状	末尾文言	タイプ/弃書手書き有無	判断形式
昭和13年10月15日	19381015	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第113号立寄金取納金請求事件	非口語	カタカナ	無	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和13年10月25日	19381025	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第7號土地所有権確認事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和13年10月26日	19381026	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第129號立寄金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和13年11月2日	19381102	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第129號動産没収請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和13年11月12日	19381112	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第132號小作掛請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和13年11月19日	19381119	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第9號土地所有権確認請求事件	非口語	カタカナ	無	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和13年12月2日	19381202	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第135號買代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和13年12月17日	19381217	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第140號家屋明け請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年2月24日	19390224	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第6號買代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年2月25日	19390225	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第4號号地手形金請求事件	非口語	カタカナ	無△	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年4月7日	19390407	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第22號立寄金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年5月26日	19390526	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第52號買代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年6月26日	19390626	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第58號立寄金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年6月26日	19390626	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第59號立寄金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年7月8日	19390708	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第61號土地所有権移転登記手續履行請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年7月8日	19390708	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第62號土地所有権移転登記手續履行請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年7月13日	19390713	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第95號許書行為取消請求事件	非口語	カタカナ	有△	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年7月26日	19390726	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第60號買代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	タイプ	対席判決
昭和14年7月27日	19390727	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第56號強制執行異議事件	非口語	カタカナ	有△	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年8月21日	19390821	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第90號察屋明渡及家賃金並損害金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年8月21日	19390821	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第91/94/95號買代金請求事件	非口語	カタカナ	無	句読点有	判決ス	判決ス	タイプ	対席判決
昭和14年8月24日	19390824	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第75號土地明渡及損害金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年8月25日	19390825	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第84/85號強制執行金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年8月26日	19390826	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第102號土地賣却代金並返還立二小作料請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年9月1日	19390901	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第108號買戻特約登記抹消登記手續請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年9月15日	19390915	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第107號買代金請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年10月9日	19391009	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第63號手附金返還請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和14年10月24日	19391024	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第112號強制執行異議事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和15年1月24日	19400124	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第81號立寄金請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和15年2月14日	19400214	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第2號立寄金請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和15年2月24日	19400224	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第72號立寄金請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和15年2月28日	19400228	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第19號立寄金請求事件	非口語	カタカナ	有△	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和15年3月30日	19400330	鉄肥区裁判所	昭和14年(ハ)第141號買金請求	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和15年3月30日	19400330	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第20號土地建物明渡し請求事件	非口語	カタカナ	有△	句読点有	判決ス	判決ス	タイプ	対席判決
昭和15年4月9日	19400409	鉄肥区裁判所	昭和13年(ハ)第39號土地境界確認杉木所有権確認事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	手書き有	対席判決
昭和15年4月11日	19400411	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第35號損害賠償事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	タイプ	対席判決
昭和15年4月11日	19400411	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第38號損害賠償請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	タイプ	対席判決
昭和15年4月17日	19400417	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第43號買代金請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	タイプ	対席判決
昭和15年4月17日	19400417	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第46號母子請求立寄金請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	判決ス	判決ス	タイプ	対席判決

判決年月日	同西暦	判決裁判所	事件名	口語/非口語	カタカナ/ひらがな	満点有無 (△、一貫せず)	句読点	句読点の形状	末尾文言	タイプ/弁護士 手書き/有無	判断形式
昭和15年8月30日	19400830	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第88號請求二關スル異議事件	非口語	カタカナ	有	読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ	タイプ	対席判決
昭和15年8月31日	19400831	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第78號貸金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ (主文の様に一)	タイプ	対席判決
昭和15年9月30日	19400930	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第104號貸金請求事件	非口語	カタカナ	有	読点有	句読点の 区別できない	判決ス	タイプ	欠席判決
昭和15年10月3日	19401003	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第98號貸金請求事件	非口語	カタカナ	有	読点有	句読点の 区別できない	判決ス	タイプ	対席判決
昭和15年11月22日	19401122	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第115號置掛代金請求事件	非口語	カタカナ	有	読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ	手書き	欠席判決
昭和15年11月30日	19401130	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第101號貸金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	タイプ	対席判決
昭和15年12月11日	19401211	鉄肥区裁判所	昭和15年(ハ)第117號遊興費請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	タイプ	欠席判決
昭和16年2月10日	1940210	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第7號貸金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	欠席判決
昭和16年2月10日	1940210	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第147號貸金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	欠席判決
昭和16年2月27日	19410227	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第5号所有権返却事件	非口語	カタカナ	有	無	無	判決シタリ	手書き	欠席判決
昭和16年2月27日	19410227	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第4号所有権返却事件	非口語	カタカナ	無	無	無	判決シタリ	手書き	欠席判決
昭和16年2月27日	19410227	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第3号所有権返却事件	非口語	カタカナ	無	無	無	判決シタリ	手書き	欠席判決
昭和16年2月27日	19410227	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第6号所有権返却事件	非口語	カタカナ	無	無	無	判決ス	手書き	欠席判決
昭和16年2月28日	19410228	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第5號運物明渡請求事件	非口語	カタカナ	無	無	無	判決ス	手書き	対席判決
昭和16年3月11日	19410311	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第21号貸金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	欠席判決
昭和16年3月17日	19410317	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第8號強制執行目的物異議事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	欠席判決
昭和16年4月4日	19410404	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第17號出資金請求事件	非口語	カタカナ	有	無	無	判決シタリ	手書き	欠席判決
昭和16年4月7日	19410407	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第29号屋屋明渡に家賃請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	対席判決
昭和16年4月15日	19419415	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第32号貸金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	欠席判決
昭和16年4月16日	19410416	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第36号小作料請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	欠席判決
昭和16年4月16日	19410416	山鹿区裁判所	昭和15年(ハ)第190號出資金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	対席判決
昭和16年4月16日	19410416	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第13號出資金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタノ である	手書き	欠席判決
昭和16年4月16日	19410416	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第6號貸金請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ	手書き	対席判決
昭和16年4月30日	19410430	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第21号貸金二機差請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ である	手書き	欠席判決
昭和16年5月10日	19410510	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第33號貸金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ である	手書き	欠席判決
昭和16年5月17日	19410517	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第22號差償金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ である	手書き	欠席判決
昭和16年5月21日	19410521	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第205号/16年(ハ)第2号貸金請求事件	非口語	カタカナ	有△	読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ	手書き	対席判決
昭和16年5月27日	19410527	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第51号所有権移転登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ である	手書き	欠席判決
昭和16年5月27日	19410527	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第52号所有権移転登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	読点有	句読点の 区別できない	判決シタリ である	手書き	欠席判決
昭和16年5月28日	19410528	山鹿区裁判所	昭和15年(ハ)第205号、昭和16年(ハ)第2号貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	無	更正ス	手書き	(更正)判決
昭和16年6月10日	19410610	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第58号所有権返却/登記名義人/差金登記手続請求事件	非口語	カタカナ	有	無	無	判決シタリ	手書き	対席判決
昭和16年6月19日	19410619	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第61号貸金請求事件	非口語	カタカナ	有	読点有	句読点の 区別できない	判決ス	手書き	欠席判決
昭和16年6月20日	19410620	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第35號貸金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	無	判決ス	手書き	対席判決
昭和16年6月30日	19410630	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第59号貸金請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決ス	手書き	欠席判決
昭和16年6月30日	19410630	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第39号損害賠償請求事件	非口語	カタカナ	有	句読点有	句読点の 区別できない	判決ス	手書き	対席判決
昭和16年8月14日	19410814	高瀬区裁判所	昭和15年(ハ)第112號強制執行異議事件	非口語	カタカナ	有	無	無	判決ス	手書き	対席判決
昭和16年8月18日	19410818	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第78號強制執行異議事件	非口語	カタカナ	有	無	無	判決ス	手書き	対席判決
昭和16年8月18日	19410818	高瀬区裁判所	昭和15年(ハ)第94號差金請求事件	非口語	カタカナ	有△	無	無	判決ス	手書き	対席判決
昭和16年9月6日	19410906	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第52號貸金請求事件	口語	ひらがな	有	無	無	判決シタノ である	手書き	欠席判決

判決年月日	同西暦	判決裁判所	事件名	口語/非口語	カタカナ/ひらがな	ウラ/オラ (△、一貫せず)	句読点	句読点の形状	末尾文言	タイプ/手書きの有無	判断形式
昭和16年9月16日	19410916	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第82号手数料及立替金請求事件	口語	ひらがな	有	無	判決したのである		手書き	対席判決
昭和16年10月7日	19411007	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第86号所有権移轉登記手続請求事件	非口語	カタカナ	有	無	判決ス		手書き	欠席判決
昭和16年10月10日	19411010	山鹿区裁判所	昭和16年(ハ)第46號質屋代金及立替金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		手書き	欠席判決
昭和16年11月27日	19411127	高瀬区裁判所	昭和14年(ハ)第35号講金請求事件	非口語	カタカナ	有	無	判決ス		手書き	対席判決
昭和16年11月27日	19411127	高瀬区裁判所	昭和14年(ハ)第39号講金請求事件	非口語	カタカナ	有	無	判決ス		手書き	対席判決
昭和16年12月22日	19411222	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第43号質屋代金請求事件	口語	ひらがな	有	無	句読点有	判決したのである	手書き	欠席判決
昭和17年6月28日	19420828	高瀬区裁判所	昭和16年(ハ)第76號質屋代金返還債権請求事件	非口語	カタカナ	有	無	判決ス		手書き	対席判決
昭和17年9月17日	19420917	高瀬区裁判所(熊本区裁判所管内)	昭和16年(ハ)第91号所有権移轉登記手続請求事件	非口語	カタカナ	有	無	判決ス	判決スナリ	手書き	対席判決
昭和17年10月20日	19421020	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第94號法定推定家督相續人除斥請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和17年10月22日	19421022	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第91號法定推定家督相續人除斥請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和17年10月22日	19421022	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第82號親子関係不存在確認事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和17年10月22日	19421022	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第58號法定推定家督相續人除斥請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和17年10月22日	19421022	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第81號入籍無効確認事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和17年11月24日	19421124	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第98號親子関係不存在確認事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和17年11月24日	19421124	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第90號法定推定家督相續人除斥請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和17年11月26日	19421126	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第78號親子関係不存在確認事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和17年12月15日	19421215	熊本地方裁判所第二民事部	昭和17年(タ)第78號親子関係不存在確認事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和18年1月13日	19430113	熊本区裁判所	昭和17年(ハ)第390號土地所有権移轉登記手続請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和18年1月16日	19430116	熊本区裁判所	昭和17年(ハ)第440號質屋代金請求事件	非口語	カタカナ	有	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和18年1月20日	19430120	熊本区裁判所	昭和17年(ハ)第418號建物所有権移轉登記手続請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和18年10月9日	19431005	熊本地方裁判所第二民事部(天草区裁審所簿冊内)	昭和17年(シ)第44號質屋代金控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	句点は。J	タイプ	対席判決
昭和18年10月19日	19431019	熊本地方裁判所第二民事部(熊本区裁審所簿冊内)	昭和18年(シ)第23號質屋代金控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和18年10月26日	19431026	熊本地方裁判所第二民事部(熊本区裁審所簿冊内)	昭和18年(シ)第22號質屋代金控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	句点は。J	タイプ	欠席判決
昭和19年8月3日	19440803	熊本地方裁判所第二民事部(天草区裁審所簿冊内)	昭和18年(シ)第2號質屋代金控訴事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和19年11月20日	19441120	唐津区裁判所	昭和19年(ハ)第74号展明澄澤請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和19年12月23日	19441223	唐津区裁判所	昭和19年(ハ)第111号幼代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和20年5月31日	19450531	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第4号売却代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和20年8月14日	19450814	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第1号幼代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和20年8月14日	19450814	唐津区裁判所	昭和19年(ハ)第99號質屋代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		手書き	対席判決
昭和20年10月11日	19451011	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第22、23、24、26、27號無盡掛長金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和20年10月19日	19451019	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第11號同第14乃至18號無盡掛長金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和20年10月19日	19451019	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第20號質屋代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和20年11月2日	19451101	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第30、31號無盡掛長金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和20年11月2日	19451101	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第28、29號無盡掛長金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和20年11月13日	19451113	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第32號前渡し返還請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	対席判決
昭和20年12月15日	19451215	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第35號無盡掛長金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス	句読点有	タイプ	欠席判決
昭和20年12月26日	19451226	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第34號無盡掛長金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決
昭和21年2月27日	19460227	唐津区裁判所	昭和21年(ハ)第3號質屋代金請求事件	非口語	カタカナ	無	無	判決ス		タイプ	欠席判決

判決年月日	同西暦	判決裁判所	事件名	口語/非口語	カタカナ/ひらがな	ポイント/ひら (△、一貫せず)	句読点	句読点の形状	末尾文言	タイプ/有無	判断形式
昭和21年2月28日	19460228	唐津区裁判所	昭和21年(ハ)第1號貸付金請求事件	非口語	カタナ	無	無	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和21年2月28日	19460228	唐津区裁判所	昭和21年(ハ)第2號貸付金請求事件	非口語	カタナ	無	無	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和21年4月24日	19460424	唐津区裁判所	昭和20年(ハ)第36號貸付金請求事件	非口語	カタナ	無	無	判決する	判決する	手書き	欠陥判決
昭和21年8月12日	19460812	唐津区裁判所	昭和21年(ハ)第17號貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	欠陥判決
昭和21年10月23日	19461023	唐津区裁判所	昭和21年(ハ)第22號竊取立返請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	欠陥判決
昭和40年6月3日	19650603	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第1号竊取立返請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和40年6月10日	19650610	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第17号土地所有権移転登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	対席判決
昭和40年9月20日	19650920	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第24号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	対席判決
昭和40年10月9日	19651009	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第30号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	対席判決
昭和40年11月25日	19651125	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第41号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和40年11月25日	19651125	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第42号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和40年11月25日	19651125	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第43号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和40年11月25日	19651125	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第44号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和40年11月25日	19651125	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第45号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和41年2月10日	19660210	鳥栖簡易裁判所	昭和40年(ハ)第55号土地所有権移転登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和41年7月7日	19660707	鳥栖簡易裁判所	昭和41年(ハ)第15号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和41年9月1日	19660901	鳥栖簡易裁判所	昭和41年(ハ)第27号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和41年9月24日	19660924	鳥栖簡易裁判所	昭和41年(ハ)第31号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和41年11月25日	19661125	鳥栖簡易裁判所	昭和41年(ハ)第41号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和41年11月25日	19661125	鳥栖簡易裁判所	昭和41年(ハ)第40号所有権移転登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和41年12月28日	19661228	鳥栖簡易裁判所	昭和41年(ハ)第38号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	欠陥判決
昭和42年1月13日	19670113	鳥栖簡易裁判所	昭和41年(ハ)第45号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	欠陥判決
昭和42年1月21日	19671102	鳥栖簡易裁判所	昭和41年(ハ)第7号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	欠陥判決
昭和42年11月30日	19671130	鳥栖簡易裁判所	昭和42年(ハ)第18号損害賠償請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和42年12月15日	19671201	鳥栖簡易裁判所	昭和42年(ハ)第28号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和42年12月15日	19671215	鳥栖簡易裁判所	昭和42年(ハ)第31号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和43年2月6日	19680206	鳥栖簡易裁判所	昭和42年(ハ)第3号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和43年5月30日	19680530	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第16号損害賠償請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和43年7月25日	19680725	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第20号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和43年7月25日	19680725	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第24号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和43年7月25日	19680725	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第23号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和43年8月7日	19680807	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第27号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和43年9月18日	19680918	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第35号不動産所有権移転登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和43年10月1日	19681001	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第40号立替金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和43年12月18日	19681218	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第54号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和44年1月22日	19690122	鳥栖簡易裁判所	昭和44年(ハ)第5号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和44年2月4日	19690204	鳥栖簡易裁判所	昭和44年(ハ)第1号タシ一重代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和44年5月28日	19690528	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第3号貸付金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有*
昭和44年6月18日	19690618	鳥栖簡易裁判所	昭和43年(ハ)第13号土地所有権移転登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和44年9月17日	19690917	鳥栖簡易裁判所	昭和44年(ハ)第14号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和44年9月17日	19690917	鳥栖簡易裁判所	昭和44年(ハ)第18号立替金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和44年9月17日	19690917	鳥栖簡易裁判所	昭和44年(ハ)第25号所有権移転登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	手書き	有
昭和44年10月2日	19691002	鳥栖簡易裁判所	昭和44年(ハ)第28号債務不存在確認、被当権設定登記抹消登記手続請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有
昭和44年11月11日	19691111	鳥栖簡易裁判所	昭和44年(ハ)第32号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有
昭和45年3月9日	19700309	鳥栖簡易裁判所	昭和45年(ハ)第3号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有
昭和45年3月31日	19700331	鳥栖簡易裁判所	昭和45年(ハ)第14号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有
昭和45年3月31日	19700331	鳥栖簡易裁判所	昭和45年(ハ)第15号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*
昭和45年3月31日	19700331	鳥栖簡易裁判所	昭和45年(ハ)第16号売掛代金請求事件	口語	ひらがな	有	句読点有	判決する	判決する	タイプ	有*

【櫻木非口語体判決の例】S13-14 ob1181-183 sakuragi

簿冊表紙の表記:

『自昭和十三年一月至昭和十四年十二月 紙肥區裁判所 選定訴訟事件 裁判原本 (ハ) 保存永年』
野紙: 「裁判用紙 裁判所」書

※資料のテキスト化にあたっては、可能な限り原文に忠実な字体を用いた。コンピュータ上での入力が不可能な字体は、適宜新字体に改めた。フライングの配慮から、原告はX、被告はY、その他当事者の人物名はA等の記号で表し、住所の一部は■とした。◇内は原文における補筆・見せ消し箇所に関わるものとして書かれた語句。見せ消し箇所は語句の上に縦一本線を付した。□内は水澤による注記等。

【二八二丁左】

【欄外の印(昭和十三年九月十四日判決言渡、昭和十三年九月十四日原本交付、裁判所書記印(櫻木))
印(昭和十三年九月十五日送達、昭和〃年〃月〃日確定、裁判所書記 青島伊正印(青島))

判決

宮崎縣那珂郡■町大字■方

■番地

原告 X

同縣延岡市大字■

被告 Y

右當事者間ノ昭和十三年(ハ)第八八號

求償金請求事件ニ付當裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

【二八二丁左】

主文

被告ハ原告ニ對シ金五拾圓及之ニ對

スル昭和十二年三月一日ヨリ返済ニ

至ル迄年五分ノ割合ニ依ル金員ヲ支

拂フヘシ

訴訟費用ハ被告ノ負担トス

事實及理由

原告ハ主文同旨ノ判決ヲ求メ其請求

原因トシテ被告ハ原告ノ連帯保証人ニ

訴外Aヨリ昭和五年十二月三十一

【二八二丁右】

日金五十圓ヲ利息月二分ニ厘弁濟期同

六年一月三十一日ノ約ヲ以テ借受ケタル

モ被告ハ之カ履行ヲ爲ササリシヲ以テ

原告ハ昭和十二年二月二十八日金五十圓

ヲ支拂ヒテ一切ヲ清算シタリ仍テ原告

ハ(被告)印(櫻木)ニ對シ右支拂金ヲ請求シタルトコロ被告

ハ昭和十二年三月下旬右債務ヲ毎月末

日ニ金五圓宛支拂ヒ若一回タリトモ之カ支

拂フ意ケタルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ一時ニ

金(金)印(櫻木)一額請求サルノモ異議ナキ旨ヲ約シタル

二八二子左

モ今日迄之ヲ履行ヲ爲ササルヲ以テ原告

ハ請求ノ趣旨記載ノ如キ判決ヲ求ムル為

本訴ニ及ヒタリト陳述シタリ被告ハ本件

口頭弁論場ニ公式ノ呼出ヲ受ケタル

モ右期日ニ出頭セサルノミナラス答弁書

其ノ他ノ準備書面ノ提出ヲモ爲サス依テ當裁

判所ハ被告ニ於テ原告ノ主張事實ヲ自白

シタルモノト看做シ口頭字につきパソコン入力不可能(該印(櫻木)事實ニ基テ原告ノ

本訴請求ヲ正當ト認口頭字につきパソコン入力不可能(該印(櫻木)ニシテ訴訟費用ノ

負担ニ付民事訴訟法第八十九條ヲ適用

シ主文ノ如ク判決ス

飲肥區裁判所

判事 櫻木繁次印(櫻木)

【櫻木口語体判決の例①】 S13-14 obi¥346-355 sakuragi kogo

簿冊表紙の表記:

『自昭和十三年一月至昭和十四年十二月 鈺肥區裁判所 通常訴訟事件 裁判原本 (ハ) 保存永年』
罫紙: 「裁判用紙 裁判所」書

※資料のテキスト化にあたっては、可能な限り原文に忠実な字体を用いた。コンピュータ上での入力が不可能な字体は、適宜新字体に改めた。プライバシーへの配慮から、原告はX、被告はY、その他当事者の人物名はA等の記号で表し、住所の一部は■とした。◇内は原文における補筆・見せ消し箇所交換わるものとして書かれた語句。見せ消し箇所は語句の上に縦一本線を付した。□内は水澤による注記等。

三四六丁右

欄外印 (昭和十四年十月九日判決言渡、昭和十四年十月九日原本交付、裁判所書記印 (大山) 一)

印 (昭和十四年十月十一日送達、昭和〃年〃月二十六日確定、裁判所書記 森昌治(森) 一)

判決

宮崎縣南那珂郡■村大字■

■番地

原告 X

同縣同郡同村大字■内■

番地

被告 Y

同所同番地

當時同縣宮崎郡■村■

同 Z

右両名訴訟代理人辯護士

佐々木 曼

三四六丁左

右當事者間の昭和十四年(ハ)第六三號

手附金返還請求事件に付次の様に

判決する。

主文

原告の請求は之を棄却する。

訴訟費用は原告の負擔とする。

事實

三四七丁右

原告は被告等は原告に對し金六百円

を支拂ふこと、訴訟費用は被告等の

負擔とする、との判決を求め、其の請

求原因を次の通り述べた。

原告は被告等から昭和十三年十一月二十

日に、被告Y所有の南那珂郡■

村大字■内字■

番の三原野四畝十二歩と被告Z

所有の同所字園印 (櫻木) 同番の三原野一畝十八

歩の二筆の土地（實測約三町歩）を

三四七丁右

別紙圖面通りの實地として、代金四千二百

円で買受けた、

そして其の際に、手附として金三百円を差

差印（標木）入れ、残りの代金三千九百円は、同年

十二月十日に右土地の所有権移轉登記

を爲した時に支拂ふこととし、若しそれ

までに原告の方で、勝手に違約した時は

手附金は没収され、被告の方で勝手に

違約したときは、之を倍額にして支拂

ふ、と言ふ約束をした。

三四八丁右

ところが、原告が後で圖面通りに實地を調

べて見たら、約束した面積が約一町歩位不

足してゐることを發見したので、原告は被

告等に其の旨を通知して之が解決方を迫

つたが被告等は言を左右にして應じて呉

れない、そこで原告は目的物が斯様に相

違してゐては買受くる氣にはならないので

右土地の買買契約を解除して、契約通り

手附金の倍額の支拂を被告等に求めた

けれども被告等は其の支拂を爲さない

三四八丁左

から之が支拂を求むる爲本訴に及んだ次

第である。

そして被告の答辯に對して、原告の主張に反

する部分は何を認めない、甲第一号證中

に賣買物件に後で故障が出來たときは

原告が萬事解決して被告等に損害を掛

けないと言ふことは少し位の損害であれば、

その通であるが本件の様に實測反別が一

町歩も足りない損害のときは原告は責任

を負はぬのである、と陳述した、そして未等

三四九丁右

の證據として、甲第一、二号證を提出し證人

A、Bの訊問を求め、乙第

一、二号證は成立は認めるが立證趣旨は認

めない、と述べた。

被告等の訴訟代理人は主文と同じ判決を

求め、答辯及抗辯を次の様に述べた

原告が主張するやうに、昭和十二年十一月十日

主張の原野二筆を、主張の約束で買買契

約を爲し、其の際、手附金三百円を受取つた事は認めるが、其の他の事實は之を認めない、

三三九丁左

被告等は圖面通で賣つたのだから實地が一町歩も不足する筈がない、それを不足してゐると主張するならば、先づ原告に於て(印 櫻木)にて公的處理を爲し、それが確然となつた後でなければ買戻契約解除権もなければ、又手附金返還請求権もない、よしんば假に此等の権があつたとしても、本件買戻は、後になつて買戻物件に故障が出来ても、原告が一切責任をもつて解決し、毫も被告等に損害を掛けぬ、と言ふ特約があつたので

三五〇丁左

被告等は約束の日に約束の場所に行つたが原告が来なかつたので移轉登記手續が出来なかつたのである、してみれば約束に違反したのは被告等ではなく、寧ろ原告なのであるから約束通り本件の手附金は没収されるべきものである、依て被告等は原告の本訴請求に應ずる義務がない。
そして證據として、乙第一、二号証を提出し證人C、Dの訊問を求め
甲第二号証は成立を認めて、之を援用し

三五〇左

同第二号証は成立を認めて立證趣旨は認めない、と述べた。

理由

原告が被告等から昭和十三年十一月二十日被告Y所有の南那珂郡■村大字■内字■番の三原野四畝十二歩と被告Z所有の同所字圃(印 櫻木)同番の三原野三畝十八歩の土地を別紙圖面通りとして代金四千二百円で買受け、其の際手附として金三百円を差入れ、残り

三五二丁左

の代金三千九百円は、同年十二月十日、右土地の所有權移轉登記を爲したときに支拂ふこととし、若し、それまでに原告の方で勝手に違約したときは手附金は没収され、被告等の方で勝手に違約すれば、手附金は倍額にして支拂ふと言ふ約束を爲したことは、原告も被告等も共に之を認むるので其の通り

間違はない。

そこで原告が言ふやうに實地が一町歩も
不足してゐるか、どうかを、しらべて見るのに

三五二丁左

證人Bの証言によると、原告は實
地に測量には行つたが、被告等が實地に來な
くて隣地者との境界に争があつて印(樫木)り境界が
判らなかつたので全然測量をせずに歸つた
ことを認めることが出来る。證人A
は實地は一町五反歩位不足してゐる言
證言してゐるが、これは實際自分で測量
したのではないから、裁判所は信用しない、そ
の他原告の全部の證據を見ても別紙圖
面通りに測量して一町歩も實地が不足して

三五二丁右

みると認める何等の證據もない、一体別紙
圖面通りに實地を買つたのだから、圖面通り測
量すれば、實地が不足する筈はないのである、
不足してゐると言ふのなら、その中に第三者
の土地が這入つてゐる事を認めたからであ
る、證人Bは、實地に測量に行つた
とき隣地者のBが來て、その中に自
分の土地が這入つてゐると言つたので、それ
を信用したと證言してゐるが、裁判所は、そ
んな争のあるところを證據にも基かず

三五二丁左

片方から單にそう言ふ主張があつたから
とて、直によれ其の範圍印(樫木)を信用するわけにはゆかぬ、
殊に、甲第一号証には買賣物件に對して、
後で故障が出來たときは買主たる原告
が萬事處決して、賣主たる被告等には
毫も損害を掛けぬと約束が出來てゐる、
これは通常はあべこべであるのが取引の
常態である、
さすれば證人AやC
が本件土地は被告等の方で境界に多少

三五三丁右

の自信がなかつたので、原告に其の話を
したら、それならたとへ後で、境界について争
が起つても、一切は自分の方で處決して、毫も
貴殿等に損害は掛けぬから是非賣つて
呉れ、と原告から申出たので甲第一号証
の第三の様な約束が出來たのである旨證

言してゐるのは裁判所も眞實其の通り間
違はないと認める
して見れば、隣地者と境界の争が起り得る
であらうことは、買受の當時から原告は

三五三左

覺悟してゐた事だから、現に争が起つたな
らば、隣地者の言ふことが正しいか、買受圖
面通りの實地の方が正しいかを先づ解決しな
ければ、どれほど實地が不足してゐるかは不
明である、蓋し、その解決如何によつては、或
は不足するかも知れぬし、或は不足せぬかも
知れぬからである。
それにも拘らず、原告は、隣地者の言を信じ、
自分一人で、一町歩の實地が不足してゐる
と、きめ込んで、本訴を提起し、提起後に

三五四右

於ても亦前示の様に之を認むる證據が
無い、だから一町歩の實地が不足した
事を前提とする本件訴は、既に此の点で
失當であるから、其餘の争点(注印(櫻木))を審判
せずして、之を排斥し、訴訟費用の負擔
につき、民事訴訟法第八十九條を適用
し主文の通り判決した

飲肥區裁判所

判事 櫻木繁次印(櫻木一)

【櫻木口語体判決の例②】 S16 yamaga#56-57 sakuragi kogo

野紙： 「裁判用紙 裁判所」

※資料のテキスト化にあたっては、可能な限り原文に忠実な字体を用いた。コンピュータ上での入力が不可能な字体は、適宜新字体に改めた。プライバシーへの配慮から、原告はX、被告はY、その他当事者の人物名は△等の記号で表し、住所の一部は■とした。◇内は原文における補筆・見せ消し箇所に残るものとして書かれた語句。見せ消し箇所は語句の上に縦一本線を付した。□内は永澤による注記等。

【五十六丁右】

【印（昭和十六年四月十八日送達、同十六年五月三日確定、田中久次郎印（田中））】

【欄外印（昭和十六年四月十六日判決言渡、昭和十六年四月十六日判決原本交付、書記印（香野））】

判決

熊本縣菊池郡■町大字■番地

原告 有限責任X社

右代表者理事 P

右訴訟代理人弁護士 松田軍平

同縣同郡清泉村

被告 Y

右當事者間の昭和十五年（ハ）第一九〇號出資

【五十六丁左】

金請求事件につき當裁判所は次の様に判決する

主文

被告は原告に對し金四拾八圓と之に對する昭和十三年十月一日から完済まで百圓につき一日金參錢五厘の金員を支拂ふこと
訴訟費用は被告の負担とする

事實及理由

原告訴訟代理人は、主文と同様の判決を求め、其の請求原因を次の様に申し述べた

【五十七右】

即ち、被告は原告の組合員であつて、その出資金五拾圓を昭和五年十月三十一日に金貳円、昭和六年から昭和十三年迄、毎年五月、八月、九月の各末日に金貳円宛出資し、若し右期日に拂込を怠つたときは定款第十五條により「り」字に印（櫻木）「く」て、百円につき一日金三錢五厘の過怠金を支拂ふとの定めであつたが、被告は第一回の金貳円を拂込んだ、だけで残り四拾八円と、右過怠金の支拂を為さないで、其の支拂を求むるため本訴に及んだのである

【五十七丁左】

被告は原告の請求は之を棄却する、旨の判決を求め、答弁として、原告の主張事實は全

部之を認めると申し述べた
そこで當裁判所は原告の本訴請求を正当
と認め訴訟費用の負担について民事訴訟
法第八十九條を適用して主文の通り判決し
たのである

山鹿區裁判所

判事 櫻木繁次 [印 櫻木]